

幼稚園関係者(園児または教職員)の感染が確認された場合等の対応について

R4.9.20 改訂

1 幼稚園関係者の同居家族等が、PCR検査などの受検対象者と判断された場合(有症状や陽性者との接触に伴う検査の場合)

→ 幼稚園関係者本人を、結果が判明するまで自宅待機とする。園での基本的な感染防止対策を徹底した上で園の活動を行う。

※自宅待機の扱い… 園児(出席停止扱い)、教職員(特別休暇扱いまたは在宅勤務)

→検査結果が陰性の場合…幼稚園関係者本人の自宅待機を要しない。

→検査結果が陽性の場合…① 当該本人に症状ありの場合

・かかりつけ医または陽性者健康フォローアップセンターに連絡の上、検査を受ける。

・結果が判明するまで自宅待機とする。

② 当該本人に症状なしの場合

・検査はせずに濃厚接触者として5日間自宅待機とする。

・**3 幼稚園関係者が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合**と同様の対応とする。

・症状が出た場合はかかりつけ医または陽性者健康フォローアップセンターに連絡の上、検査を受ける。

2 幼稚園関係者が、PCR検査などの受検対象者と判断された場合(有症状や陽性者との接触に伴う検査の場合)

→ 当該本人を、結果が判明するまで自宅待機とする。園は1と同様の対応をし、加えて幼稚園関係者の健康観察を強化し、必要に応じて消毒作業を行う。

※出張や大会、入院等の事前検査でPCR検査を受検した場合は、自宅待機を要しない。

→検査結果が陰性の場合…① 同居家族等の濃厚接触者として検査を受けた場合

・検査を受けた当該本人は、保健所が指示する期間自宅待機。

② ①以外で検査を受けた場合

・発熱などの症状あり…該当本人は医師または保健所の指示に従う。

・症状なし…該当本人は自宅待機を要しない。

→検査結果が陽性の場合…4と同様の対応をする。

3 幼稚園関係者が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

→ 当該本人は、検査陽性者の発症日(検査陽性者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)又は検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)を自宅待機とする。ただし、7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を行う。園は1と同様の対応をし、加えて幼稚園関係者の健康観察を強化し、必要に応じて消毒作業を行う。

4 幼稚園関係者の感染が判明した場合

→当該本人の療養期間等は次の通りとする(R4.9.7～)。

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について

(1)有症状患者

- ・発症から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を行う。
- ・現に入院している方、人工呼吸器等による治療を行った方等は、従来から変更なし。

(2)無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

※ 保育園等の園児、小中学校の児童、生徒は原則7日間の療養。

（山形市ホームページ「新型コロナウイルス陽性となり自宅療養される方へ」より）

→ 保護者が自主的に児童の登園自粛を判断できるよう、陽性者が特定されないよう配慮の上、保護者へ情報提供を行う。園は1と同様の対応をし、加えて幼稚園関係者の健康観察を強化し、必要に応じて消毒作業を行う。

→陽性者が複数発生した場合の対応は、文部科学省事務連絡(令和4年8月19日付)を参照の上、学校医の助言等を踏まえて対応を判断する。

『学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について』(文部科学省事務連絡 令和4年8月19日付)より抜粋

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

【学級閉鎖】

○ 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③その他、設置者が必要と判断した場合

※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

※ なお、保健所等による濃厚接触者の特定が行われる学校においては、感染が確認された児童生徒等1名に加えて、複数の濃厚接触者が存在する場合についても、学級閉鎖を実施することも考えられる。

○ 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。ただし、上記において未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能である。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

◆感染者が発生した場合の園の対応

- ・ 附属学校運営部、山形大学保健管理センター、学校医に連絡する。
- ・ 全保護者へ情報提供（メールで連絡）を行う。
- ・ 附属学校運営部と協議のうえ、学年閉鎖や臨時休園の実施。
- ・ 学年閉鎖や臨時休業を実施する場合は、通知書の作成と送付。
- ・ 学年閉鎖や臨時休業を実施する場合は、市教委、市子ども未来部にも連絡する。
- ・ 報告書を山形大学保健管理センターに提出する(小学校事務室)。
- ・ 附属学校運営部と協議のうえ、園再開、再開後の感染予防策
- ・ 感染者の登園再開については、保健所の指示に基づき、園長が判断する。